

## 風連町・名寄市合併協議会規約

### (協議会の設置)

第1条 風連町及び名寄市(以下「関係市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

### (名称)

第2条 この合併協議会の名称は、風連町・名寄市合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

### (協議会の担任する事務)

第3条 協議会が担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町の合併に関し必要な事項

### (協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、名寄市西13条南4丁目2番地1に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 関係市町の長
- (2) 関係市町の助役
- (3) 関係市町の議会の議長
- (4) 関係市町の議会の副議長
- (5) 関係市町の議会の議員 各6名
- (6) 関係市町の学識経験者 各7名
- (7) 学識経験者共通委員 1名

2 委員は、非常勤とする。

### (役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長及び副会長は、関係市町の長の中から、関係市町の長が協議して定める。

( 役員の職務 )

第 7 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

( 会議 )

第 8 条 協議会の会議 ( 以下「会議」という。 ) は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 会議の運営 )

第 9 条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意があったときは、非公開とすることができる。

4 委員は、会議の目的を踏まえ、効率的かつ円滑な会議の運営に協力しなければならない。

5 会長は、協議会の事務局長に会議の概要及び出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を調製させるものとする。

6 会議公開の際の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

( 関係職員等の出席 )

第 10 号 協議会は、必要に応じ、関係市町の職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

( 小委員会 )

第 11 号 会長は、協議事項の一部について調査及び審議させるため、協議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

( 幹事会 )

第 1 2 条 会議に提案する事項について必要な協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

( 専門部会 )

第 13 条 幹事会に提案する事項について必要な協議又は調整をするため、協議会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

( 事務局 )

第 14 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局の事務及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

( 経費 )

第 15 条 協議会に要する経費は、関係市町の長が協議のうえ、関係市町がそれぞれ負担する。

2 負担の割合については、関係市町の長が協議して定める。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

( 監査 )

第 16 条 協議会の出納は、関係市町の監査委員の中から関係市町の長が協議して定めた者 2 名に委嘱して監査する。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

( 報酬及び費用弁償 )

第 17 条 協議会の会長、副会長、委員、監査委員及び第 11 条の規定により会議に出席する者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

( 協議会解散の場合の措置 )

第 18 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が決算する。

( その他の必要事項 )

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、関係市町の長が協議して定める日から施行する。